

官衙図画は、周辺に予想される倉庫・収納施設群とはやや異なる何らかの作業場と宿舎的機能を兼ねた一角かと想定される。

8 木簡の釈文・内容

(4)    (3)    (2)    (1)

四点はいずれも柾目の削屑で、文字は判読できなかつた。同質材で、小片のため墨痕が認められない削屑が他に九点出土している。

向日市教育委員会・財向日市埋蔵文化財センター「向日市埋蔵文化財調査報告書」四三（一九九六年）

(松田留美・清水みき)

内容から、中央官司が管理する田地（官田・勅旨田など）の検田関係の文書と考えられる。内容の詳細は報告書に譲るが、釈読不明の三文字が刊行後に判明し、第一行の注の下部は「家作立在也」となって、田の一角に家屋が所在したことを示した。（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会「向日市埋蔵文化財調査報告書」四三、一九九六年）  
（清水みき）

八町の宅地は、金属生産に関わる宮外官衙工房の一つとされている。漆紙文書は、径二五cmの曲物容器の“ふた紙”に復原でき、三行計二三文字が残存する。第一行と第三行は右下に注がある。行間は約一・二cm、一文字の大きさは約一・二cm、注の文字の大きさは〇・七一・〇cmを測る。墨界はない。

×六段 郡戸主上継之家作立在也

大田六段

(清水みき)